

# 第202期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成28年6月29日（水曜日）  
午前10時

場所

高知市南はりまや町一丁目1番1号  
当行本店5階大会議室

## 目次

第202期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
議決権行使書のご記入にあたってのご注意	4
インターネットによる議決権行使のご案内	5
事業報告	7
計算書類	33
連結計算書類	35
監査報告書	37
株主総会参考書類	41

株式会社 四国銀行

証券コード：8387

(証券コード8387)

平成28年6月7日

株 主 各 位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

**株式会社 四 国 銀 行**

取締役頭取 山元文明

## 第202期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第202期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（41～52頁）をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、「議決権行使のご案内」（3～6頁）をご高覧のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

**1. 日 時** 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

（受付開始時刻：午前9時）

**2. 場 所** 高知市南はりまや町一丁目1番1号

**当行本店 5階 大会議室**

**3. 目的事項**

- 報告事項**
1. 第202期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第202期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項 <会社提案（第1号議案、第2号議案）>****第1号議案** 剰余金の処分の件**第2号議案** 取締役7名選任の件**<株主提案（第3号議案から第6号議案まで）>****第3号議案** 定款一部変更の件**第4号議案** 定款一部変更の件（基準日の変更）**第5号議案** 取締役4名解任の件**第6号議案** 監査役1名解任の件

**第3号議案から第6号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対しております。**

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.shikokubank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.shikokubank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願いします。

### 1. 株主総会に出席する場合



株主総会開催日時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 2. 議決権行使書を郵送する場合



行使期限

平成28年6月28日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

▶▶▶ 次頁をご覧ください。

### 3. 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使する場合



行使期限

平成28年6月28日（火曜日）  
午後5時30分受付分まで有効

当行指定の議決権行使ウェブサイト ▶▶ <http://www.it-soukai.com/> にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

▶▶▶ 詳細は5頁から6頁をご覧ください。

## 議決権行使書のご記入にあたってのご注意

本定時株主総会の決議事項として、会社提案は、「株主総会参考書類」の41ページから45ページに第1号議案、第2号議案として記載し、また株主（1名：議決権の数310個）からの株主提案は、「株主総会参考書類」の46ページから52ページに第3号議案から第6号議案として記載しております。

当行取締役会としては、それぞれの株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当行取締役会の意見にご賛成の場合は、「株主提案に対する賛否」記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、別紙に議決権行使書により議決権を行使される場合のご記入方法をわかりやすくご説明することを目的として、議決権行使書への賛否の代表的な記入例を紹介しております。

### 議決権行使書用紙イメージ

<p><b>議決権行使書</b></p> <p>株式会社四国銀行 留中</p> <p>私は、平成28年6月29日開催の株式会社四国銀行第202期定時株主総会（その継続会または総会を含む）の各議案につき、右記（賛否を含む表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>平成28年6月 日</p> <p>株式会社四国銀行</p>		株主番号	議決権行使枚数	印															
<p>各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否のご表示があったものとしてお取扱いいたします。</p> <p>株式会社四国銀行</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="4">会社提案</th> </tr> <tr> <td>第1号議案</td> <td>第2号議案</td> <td colspan="2">（その他）議決権</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	会社提案				第1号議案	第2号議案	（その他）議決権		○	○			○	○			
会社提案																			
第1号議案	第2号議案	（その他）議決権																	
○	○																		
○	○																		
		<table border="1"> <tr> <th colspan="4">株主提案</th> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>第4号議案</td> <td>第5号議案</td> <td>第6号議案</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	株主提案				第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	
株主提案																			
第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案																
○	○	○	○																
○	○	○	○																
<p>○電票とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。</p> <p>○インターネットで複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。</p>		<p><b>ご注意</b></p> <p>1. 株主提案について、当行取締役会はそのいずれにも反対しております。</p> <p>2. 第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案につき、当行取締役会意見に賛成の場合は「否」に、株主提案に賛成の場合は「賛」に、○印をご表示ください。</p>																	
		<p><b>お願い</b></p> <p>1. 株主総会にご出席の際は、この部分を切り離さずにご持参ください。</p> <p>2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。</p> <p>①画面による議決権の行使 左の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。</p> <p>②電票的方法（インターネット）による議決権の行使 下記ウェブサイトにアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月28日（火）午後5時30分までに議決権を行使してください。</p> <p>3. 第2号議案、第5号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類1に記載の当該候補者の番号をご記入ください。</p> <p>4. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</p> <p>株式会社 四国銀行</p>																	

※こちらに、各議案の賛否をご表示下さい。

# インターネットによる議決権行使のご案内

当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。

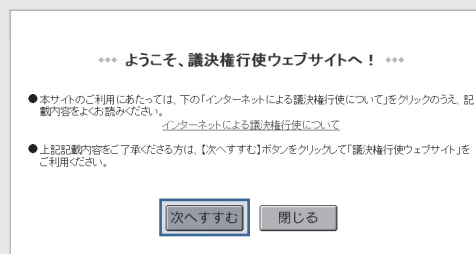
## アクセス手順

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<http://www.it-soukai.com/>

### 2 「次へすすむ」をクリック



「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

## ご注意

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- 2 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

機関投資家の  
皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



議決権行使期限

平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分受付分まで

### 3 ログイン

\*\*\* ログイン \*\*\*

---

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載しております。  
（電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、  
招集ご通知電子メール本文に記載しております）

議決権行使コード:

以降、画面の案内に  
従って賛否を  
ご入力ください。

「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック  
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力  
し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行  
使書用紙」の右下に記載されております。

#### ご了承いただく事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

#### お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関する  
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

## 添付書類

# 第202期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告

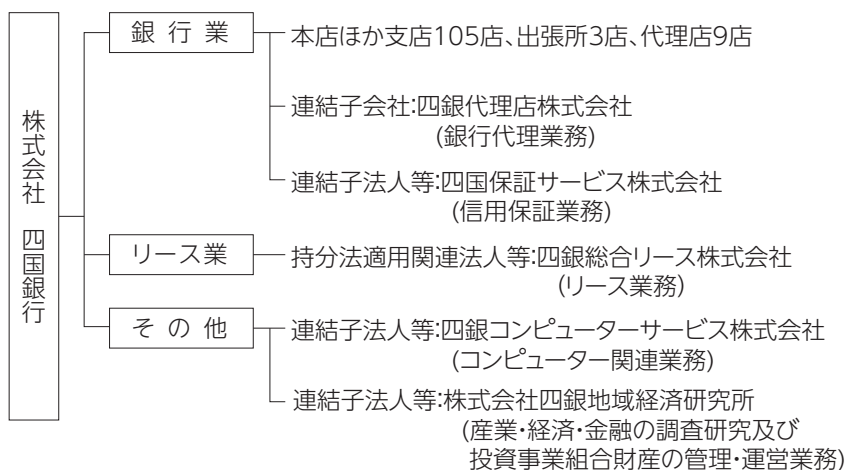
## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### ① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、子会社1社、子法人等4社（うち非連結1社）、関連法人等2社（うち持分法非適用1社）で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



注. 非連結の子法人等1社及び持分法非適用の関連法人等1社は上記系統図に含めておりません。



## ② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に個人消費は底堅く推移し、企業収益が改善する中で設備投資は持ち直しの動きがみられました。中盤以降には、中国や新興国の経済減速の影響を受け、輸出等に弱い動きもみられましたが、全体として緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましても、公共投資は減少傾向となりましたが高水準を維持し、設備投資の緩やかな増加や個人消費の緩やかな持ち直しの動き等により、全体として緩やかな回復基調が続きました。

金融面では、円・ドル相場は、期首の119円台から、米国の金融政策を巡る思惑などを受けて125円台まで円安が進行しましたが、その後中国経済の減速等を背景に円高基調に転じ、期末には112円台となりました。日経平均株価は、期首の1万9千円台から、米国株価の上昇や円安を受けて15年ぶりに2万円台まで回復しましたが、その後中国経済の減速や円高等を背景に1万4千円台まで下落し、期末には1万6千円台となりました。長期金利は、期首の0.3%台から一時0.5%台まで上昇しましたが、マイナス金利政策導入の影響等を受け、期末にはマイナス0.0%台となりました。

## ③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもとにありまして、当行グループは、業績の向上と経営の効率化に努めました結果、次のような業績を上げることができました。

### (預金等)

預金につきましては、個人預金や法人預金の増加により、前連結会計年度末比249億円増加し2兆5,139億円となりました。

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、譲渡性預金の減少により、前連結会計年度末比319億円減少し2兆5,800億円となりました。

なお、公共債・投資信託・個人年金保険等の預り資産につきま

しては、個人年金保険等は増加しましたが、公共債や投資信託の減少により、前連結会計年度末比231億円減少し2,637億円となりました。

#### (貸出金)

貸出金につきましては、事業性貸出金や個人向け貸出金の増加により、前連結会計年度末比302億円増加し1兆6,470億円となりました。

#### (有価証券)

有価証券につきましては、国債の売却等により、前連結会計年度末比330億円減少し1兆834億円となりました。

#### (損益)

損益状況につきましては、経常収益は、貸出金利息は減少しましたが、有価証券の利息配当金や売却益の増加等により、前連結会計年度比29億79百万円増加し473億28百万円となりました。経常費用は、与信関係費用は減少しましたが、有価証券の売却損や償還損の増加等により、前連結会計年度比23億20百万円増加し357億20百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比6億60百万円増加し116億8百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比4億83百万円増加し63億50百万円となりました。

#### ④ 対処すべき課題

金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化を背景とした人口減少社会の到来に加え、フィンテックと呼ばれる金融技術の台頭、さらにはマイナス金利の導入など、かつて経験したことがないような激変期を迎えております。

こうした経営環境のなか、地域金融機関としての金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮することで、ステークホルダー(地域、お客さま、株主さま、従業員)の価値向上を図り、ひいては当行の発展につなげる好循環を創出することが大きな課題であると認識しております。

当行では、こうした課題の克服を目指し、本年4月から3ヵ年

の中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ2」をスタートさせました。

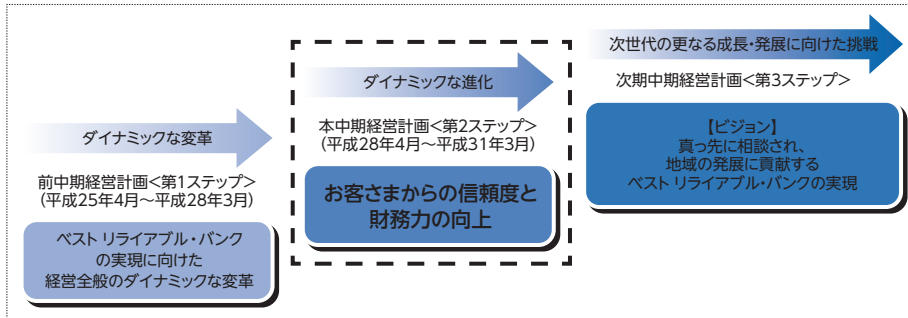
本中期経営計画は、ビジョンである「真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リライアブル・バンクの実現」に向けたセカンドステージと位置付けるものであり、ステークホルダーに対し当行が何をすべきかという基本戦略を軸に、今後3年間の戦略目標とねらいを定め、地域・お客さまに対しては、当行独自の地域戦略を推し進めます。

そして、礎となる人財の育成や、やりがいにつながる環境を整備するとともに、営業力強化と生産性向上に向けた体制を整備し、地域・お客さまの活力創出に向けた取組みを加速させることで、財務力の向上を図ってまいります。

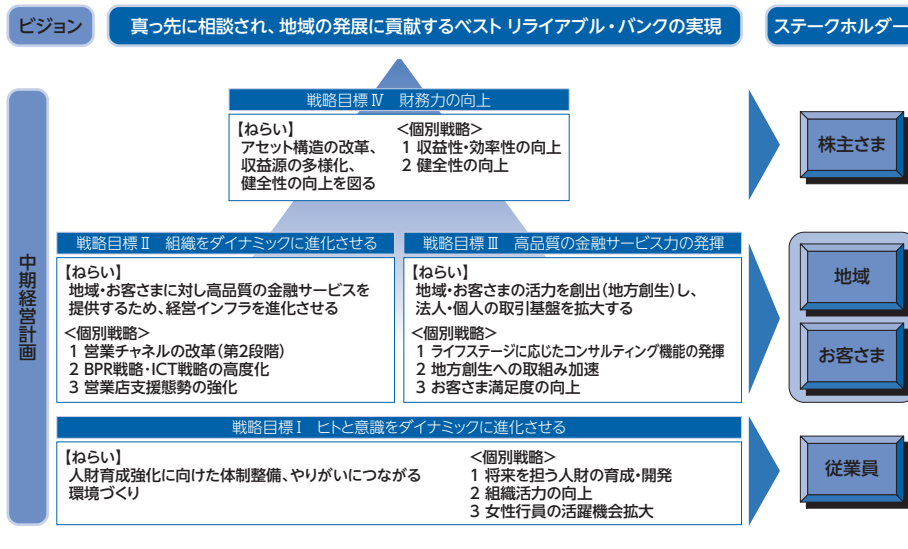
私ども四国銀行グループは、中期経営計画の各施策を着実に実行することで、地域に必要な不可欠な金融機関として支持を得られるよう努めてまいります。

## 【ご参考】 中期経営計画の概要

1. 名称 「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ2  
ダイナミックな進化」  
～真っ先に相談され、地域の発展に貢献するベスト リ  
ライアブル・バンクの実現を目指して～
2. 計画期間 平成28年4月～平成31年3月
3. 位置付け



## 4. 体系図



## 5. 数値目標（単体ベース）

項 目	経 営 指 標	目 標
規模（平成31年3月末）	貸出金残高（末残）	1兆7,300億円以上
	預金等残高（末残）	2兆6,000億円以上
	個人預り資産残高（投信＋生保）	2,600億円以上
収益性（平成29年3末） （※）	実質業務純益	85億円以上
	当期純利益	40億円以上
	ROE（株主資本ベース）	4.0%以上
健全性（平成31年3月末）	自己資本比率	9%台後半

※金利情勢を鑑み、収益性の指標については、単年度の目標とします。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	489	451	443	473
経 常 利 益	89	107	109	116
親会社株主に帰属する当期純利益	40	68	58	63
包 括 利 益	101	68	192	34
純 資 産 額	1,115	1,180	1,359	1,381
総 資 産	27,049	28,132	29,483	29,352

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	23,755	24,112	24,905	25,155
定期性預金	12,064	11,945	12,097	12,133
その他	11,691	12,166	12,807	13,022
貸 出 金	15,773	15,771	16,164	16,467
個人向け	2,473	2,546	2,616	2,732
中小企業向け	8,070	7,804	7,755	7,975
その他	5,228	5,420	5,791	5,759
商品有価証券	4	4	6	0
有 価 証 券	7,812	9,121	11,150	10,820
国 債	4,098	4,337	5,670	3,611
その他	3,713	4,784	5,479	7,209
社 債	70	70	70	70
総 資 産	27,040	28,126	29,470	29,339
内国為替取扱高	140,315	144,535	151,700	154,213
外国為替取扱高	百万ドル 4,114	百万ドル 3,956	百万ドル 4,182	百万ドル 3,397
経 常 利 益	百万円 8,663	百万円 10,325	百万円 10,532	百万円 11,108
当 期 純 利 益	百万円 4,058	百万円 6,848	百万円 5,823	百万円 6,309
1株当たり当期純利益	円 銭 18 78	円 銭 31 71	円 銭 26 96	円 銭 29 18
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 社債は劣後特約付社債であります。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	1,370人	38人	1,386人	41人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか58店 (前年度末 本店営業部ほか57店)

徳島県内：徳島営業部ほか22店 (前年度末 徳島営業部ほか22店)

香川県内：高松支店ほか8店 (前年度末 高松支店ほか8店)

愛媛県内：松山支店ほか7店 (前年度末 松山支店ほか8店)

本州地区：東京支店ほか9店 (前年度末 東京支店ほか9店)

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

#### ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、思地代理店、東津野代理店、美良布代理店、大柘代理店、大田口代理店、入野代理店、春野代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

#### ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	2,885
合計	2,885

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	中村支店新築工事	382
	松原社宅建替工事	173
	南国事務センター空調・照明設備の更新	118
	事務機械やソフトウェアへの投資	1,408
合計	—	2,083

- 注1. 中村支店新築工事は平成28年度に完了予定ですが、平成27年度の投資額を記載しております。
- 注2. 松原社宅建替工事及び南国事務センター空調・照明設備の更新は平成27年度に完了しましたが、平成26年度の投資額を含んでおりません。
- 注3. 平成27年度に旧船場支店の土地及び建物を売却いたしました。



## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店 株式会社	高知市南はり まや町一丁目 1番1号	銀行代理業務	平成 22年8月11日	百万円 20	% 100.00	—
四国保証 サービス 株式会社	高知市菜園場 町1番21号	信用保証業務	昭和 51年8月13日	百万円 50	% 5.34	—
四銀コンピ ューターサー ビス株式会 社	高知県南国市 蛸が丘二丁目 1番地	コンピューター 関連業務	平成 2年7月5日	百万円 20	% 60.00	—
株式会 社四銀地 域経済研 究所	高知市菜園場 町1番21号	産業・経済・金融 の調査研究及び 投資事業組合財 産の管理・運営 業務	平成 3年5月15日	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合 リース 株式会 社	高知市菜園場 町1番21号	リース業務	昭和 49年2月8日	百万円 50	% 6.36	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- ④ 株式会社イーネット（地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、他の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス（地方銀行、都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、他の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社及び株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・預入れ・残高照会のサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・残高照会のサービスを行っております。
- ⑨ 四国の地方銀行4行（四国銀行、伊予銀行、百十四銀行、阿波銀行）の提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。

## **(7) 事業譲渡等の状況**

該当ありません。

## **(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
野村直史	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行協会会長	注1
山元文明	(代表取締役) 専務取締役	—	注1
高瀬久志	常務取締役	—	—
高橋重一	常務取締役	—	—
西川昭寛	常務取締役	—	—
原浩一郎	取締役徳島営業本部長	—	—
大田良継	取締役本店営業部長	—	—
熊沢慎一郎	取締役神戸支店長	—	—
五百蔵誠一	取締役人事部長	—	—
溝淵悦子	取締役(非常勤・社外取締役)	弁護士 (溝淵法律事務所)	注2
尾崎嘉則	取締役(非常勤・社外取締役)	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長	注2
安岡正則	常勤監査役	—	—
北村裕	常勤監査役	—	—
田中章夫	監査役(非常勤・社外監査役)	公認会計士 (田中会計事務所)	注2、注3
川添博	監査役(非常勤・社外監査役)	弁護士 (川添法律事務所)	注2
濱田正博	監査役(非常勤・社外監査役)	公益財団法人高知県文化財団理事長	注2

注1. 平成28年4月1日付で(代表取締役) 取締役頭取野村直史は(代表取締役) 取締役会長へ、(代表取締役) 専務取締役山元文明は(代表取締役) 取締役頭取へそれぞれ就任いたしました。

2. 取締役溝淵悦子、尾崎嘉則、監査役田中章夫、川添博及び濱田正博の五氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

3. 監査役田中章夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13人	157 (うち報酬以外 49)
監 査 役	7人	44 (うち報酬以外 2)
計	20人	202 (うち報酬以外 52)

注1. 取締役の報酬等には、使用人分報酬等54百万円（うち賞与13百万円）が含まれておりません。

2. 取締役の報酬等には、役員賞与6百万円及び株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権43百万円が含まれております。

3. 監査役の報酬等には、役員賞与2百万円が含まれております。

4. 取締役の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、株式報酬型ストック・オプションを含む体系としております。社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、取締役会において決定することとしております。また、各取締役の報酬等は常務会において決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。また、各監査役の報酬等は、常務会に報告しております。

なお、平成18年6月29日定時株主総会で決議された取締役報酬等限度額は年額216百万円以内、監査役報酬等限度額は年額60百万円以内であります。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
溝 淵 悦 子	当行は社外取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
尾 崎 嘉 則	
安 岡 正 則	
北 村 裕	
田 中 章 夫	
川 添 博	
濱 田 正 博	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
溝 淵 悦 子	弁護士（溝淵法律事務所） 当事務所と当行との間には特別の関係はありません。
尾 崎 嘉 則	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長 当社と当行との間には特別の関係はありません。
田 中 章 夫	公認会計士（田中会計事務所） 当事務所と当行との間には特別の関係はありません。
川 添 博	弁護士（川添法律事務所） 当事務所と当行との間には特別の関係はありません。
濱 田 正 博	公益財団法人高知県文化財団 理事長 当財団と当行との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
溝 淵 悦 子	10ヵ月	取締役就任以降に開催 の取締役会14回の全て に出席しております。	主に弁護士としての専門的見 地から、必要に応じ発言を行 っております。このほか、ガ バナンス委員会等により代表 取締役との意見交換を行って おります。
尾 崎 嘉 則	10ヵ月	取締役就任以降に開催 の取締役会14回の全て に出席しております。	主に民間企業の代表者として の立場から、必要に応じ発言 を行っております。このほか、 ガバナンス委員会等により代 表取締役との意見交換を行っ ております。
田 中 章 夫	6年10ヵ月	当期開催の取締役会18 回のうち17回に出席、 また、監査役会16回の うち15回に出席してお ります。	主に公認会計士としての専門 的見地から、必要に応じ発言 を行っております。このほか、 定期的に代表取締役との意見 交換を行っております。
川 添 博	4年10ヵ月	当期開催の取締役会18 回の全てに出席、また、 監査役会16回の全てに 出席しております。	主に弁護士としての専門的見 地から、必要に応じ発言を行 っております。このほか、定 期的に代表取締役との意見交 換を行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
濱田 正博	10ヵ月	監査役就任以降に開催の取締役会14回の全てに出席、また、監査役会10回の全てに出席しております。	主に公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、必要に応じ発言を行っております。このほか、定期的に代表取締役との意見交換を行っております。
溝渕 悦子	8年0ヶ月	監査役在任中に開催の取締役会4回の全てに出席、また、監査役会6回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。このほか、定期的に代表取締役との意見交換を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	18 (うち報酬以外 0)	—

注. 銀行からの報酬等には、社外監査役に対する役員賞与0百万円が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 500,000千株  
 発行済株式の総数 218,500千株  
 (自己株式2,272千株を含む)
- (2) 当年度末株主数 10,095名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,228 千株	9.81 %
明治安田生命保険相互会社	9,076	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,665	2.61
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,773	2.20
四国銀行従業員持株会	4,771	2.20
日亜化学工業株式会社	4,543	2.10
日本生命保険相互会社	3,855	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,514	1.16
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,514	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,481	1.14

- 注1. 自己株式は上表から除いております。  
 2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は自己株式（2,272,302株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数	
取締役	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	4人
	②新株予約権の割当日	平成24年8月8日	
	③新株予約権の数	1,016個	
	④目的となる株式の種類及び数	101,600株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年8月9日から平成54年8月8日まで	
	⑥権利行使価額	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	5人
	②新株予約権の割当日	平成25年8月6日	
	③新株予約権の数	1,029個	
	④目的となる株式の種類及び数	102,900株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年8月7日から平成55年8月6日まで	
	⑥権利行使価額	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	
取締役	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	7人
	②新株予約権の割当日	平成26年8月12日	
	③新株予約権の数	1,548個	
	④目的となる株式の種類及び数	154,800株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年8月13日から平成56年8月12日まで	
	⑥権利行使価額	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	



	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	9人
	②新株予約権の割当日	平成27年8月11日	
	③新株予約権の数	1,736個	
	④目的となる株式の種類及び数	173,600株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年8月12日から平成57年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 藤井 義博	56	注2. 注3.
指定有限責任社員 伊加井 真弓		

- 注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革、及び監査現場の改革等の施策を実施していること、当行に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査役会が判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の

変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 該当ありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保する体制＞

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
  - ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会に報告する。
  - ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
  - ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。

- ② 保存・保管された情報は、取締役及び監査役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。
- ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
- ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
- ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
- ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
- ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。

- ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
- ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、当行グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
- ④ 当行の役付取締役、常勤監査役及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
- ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査役及び取締役会に報告する。
- ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
- ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役職務を補助する部署として監査役室を設置し、専任の使用人を置く。
- ② 前記の使用人は、監査役会の事務局を担う。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分等は、監査役会の意見を徴する。
  - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行の取締役及び使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査役に報告を行う。
  - ② 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、当行の監査役会の定めるところに従い、当行の各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査役会は、職責を全うするための体制の確保において、監査役会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査役監査基準に定める権利を行使できる。
  - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役及び使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役会及び監査役と定期的に会合を持ち、監査役会及び監査役との相互認識を深めるよう努める。

- ② 監査役会が定めた報告・情報提供事項は、取締役及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
- ③ 監査役は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

#### <業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第202期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

#### (1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

#### (2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会へ報告しております。

- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報体制の強化を図るため、内部通報窓口を経営から独立した監査役を追加し、制度の内容を含めて、全店に周知・徹底を図りました。

### (3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全店に周知・徹底を図っております。
- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するA L M委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会へ報告しております。

### (4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を常務会等へ報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会へ4回報告しております。

### (5) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、取締役会のほか、A L M委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と2回の会合を開催し、情報交換や意見交換を行っております。



- 9 特定完全子会社に関する事項  
該当ありません。
- 10 親会社等との間の取引に関する事項  
該当ありません。
- 11 会計参与に関する事項  
該当ありません。
- 12 その他  
該当ありません。

# 第202期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	138,602	預金	2,515,599
現預金	28,198	当座預金	123,962
預金	110,404	普通預金	1,053,899
預金	552	貯蓄預金	40,820
預金	13,362	定期預金	2,279
預金	27	定期預積	1,201,911
預金	27	その他預金	11,448
預金	-	譲渡性預金	81,277
預金	3,064	コルマネー	68,072
預金	1,082,013	債券借取引受担保	16,526
預金	361,105	借入金	47,275
預金	171,766	国内借入金	86,684
預金	208,044	外国借入金	86,684
預金	58,772	未払外債	27
預金	282,324	未払外債	18
預金	1,646,775	未払外債	8
預金	13,124	その他負債	7,000
預金	73,162	未払法人税等	35,425
預金	1,380,671	未払費用	70
預金	179,817	未払受取	2,551
預金	6,451	給付補填備	958
預金	6,225	給付補填備	1
預金	11	給付補填備	8,064
預金	214	給付補填備	1,029
預金	17,289	給付補填備	133
預金	176	給付補填備	22,615
預金	2,588	退職給付引当金	3,092
預金	11	睡眠預金払戻引当金	1,158
預金	1,543	ポイント引当金	33
預金	6,052	繰延税金負債	6,883
預金	6,918	再評価に係る繰延税金負債	4,739
預金	38,580	支払引当金	5,762
預金	10,068	負債の部合計	2,798,282
預金	26,124	(純資産の部)	
預金	960	資本剰余金	25,000
預金	440	資本剰余金	6,563
預金	987	利益剰余金	6,563
預金	1,533	利益剰余金	68,630
預金	1,458	利益剰余金	16,521
預金	75	利益剰余金	52,109
預金	5,762	利益剰余金	40,000
預金	△20,071	利益剰余金	12,109
		利益剰余金	△1,130
		利益剰余金	99,062
		利益剰余金	31,028
		利益剰余金	△4,220
		利益剰余金	9,685
		利益剰余金	36,492
		利益剰余金	106
		利益剰余金	135,662
資産の部合計	2,933,944	負債及び純資産の部合計	2,933,944

# 第202期 (平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
益 息金 利息	31,408	47,086
当 利 利息	21,053	
配 利 利息	10,066	
受 入 利息	102	
受 入 利息	75	
受 入 利息	22	
受 入 利息	88	
受 入 利息	0	
受 入 利息	6,874	
受 入 利息	1,997	
受 入 利息	4,876	
受 入 利息	4,619	
受 入 利息	134	
受 入 利息	1	
受 入 利息	4,454	
受 入 利息	28	
受 入 利息	1	
受 入 利息	4,183	
受 入 利息	180	
受 入 利息	743	
受 入 利息	2,251	
受 入 利息	1,007	
受 入 利息	35,978	
受 入 利息	2,733	
受 入 利息	1,401	
受 入 利息	197	
受 入 利息	180	
受 入 利息	14	
受 入 利息	207	
受 入 利息	140	
受 入 利息	590	
受 入 利息	0	
受 入 利息	1,984	
受 入 利息	357	
受 入 利息	1,627	
受 入 利息	3,057	
受 入 利息	1,019	
受 入 利息	2,009	
受 入 利息	27	
受 入 利息	24,757	
受 入 利息	3,444	
受 入 利息	786	
受 入 利息	1,640	
受 入 利息	49	
受 入 利息	464	
受 入 利息	503	
受 入 利息	11,108	
受 入 利息	35	
受 入 利息	1,441	
受 入 利息	76	
受 入 利息	1,365	
受 入 利息	934	
受 入 利息	2,459	
受 入 利息	9,703	
受 入 利息	3,393	
受 入 利息	6,309	

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 第202期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	138,602	預 金	2,513,927
コールローン及び買入手形	552	譲 渡 性 預 金	66,072
買入金銭債権	13,362	コールマネー及び売渡手形	16,526
商品有価証券	27	債券貸借取引受入担保金	47,275
金銭の信託	3,064	借 用 金	86,684
有 価 証 券	1,083,405	外 国 為 替	27
貸 出 金	1,647,061	社 債	7,000
外 国 為 替	6,451	そ の 他 負 債	36,516
そ の 他 資 産	17,301	退職給付に係る負債	5,043
有形固定資産	38,681	役員退職慰労引当金	11
建 物	10,111	睡眠預金払戻損失引当金	1,158
土 地	26,181	ポ イ ン ト 引 当 金	33
リ ー ス 資 産	960	繰 延 税 金 負 債	6,308
建設仮勘定	440	再評価に係る繰延税金負債	4,739
その他の有形固定資産	987	支 払 承 諾	5,762
無形固定資産	1,541	負 債 の 部 合 計	2,797,089
ソフトウエア	1,465	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	76	資 本 金	25,000
繰延税金資産	29	資 本 剰 余 金	6,563
支払承諾見返	5,762	利 益 剰 余 金	68,761
貸倒引当金	△20,617	自 己 株 式	△1,222
		株 主 資 本 合 計	99,102
		その他有価証券評価差額金	31,137
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4,220
		土 地 再 評 価 差 額 金	9,685
		退職給付に係る調整累計額	△1,305
		その他の包括利益累計額合計	35,297
		新 株 予 約 権	106
		非 支 配 株 主 持 分	3,631
		純 資 産 の 部 合 計	138,137
資 産 の 部 合 計	2,935,226	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,935,226

# 第202期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		47,328
資金運用収益	31,425	
貸出金利息	21,062	
有価証券利息配当金	10,073	
コールローン利息及び買入手形利息	102	
預け金利息	75	
その他の受入利息	110	
信託報酬	0	
役員取引等収益	7,076	
その他の業務収益	4,619	
その他の経常収益	4,206	
貸倒引当金戻入益	173	
償却債権取立益	743	
その他の経常収益	3,288	
経常費用		35,720
資金調達費用	2,733	
預金利息	1,401	
譲渡性預金利息	197	
コールマネー利息及び売渡手形利息	180	
債券貸借取引支払利息	14	
借入金利息	207	
社債利息	140	
その他の支払利息	590	
役員取引等費用	1,578	
その他の業務費用	3,057	
営業経費用	24,893	
その他の経常費用	3,458	
その他の経常費用	3,458	
経常利益		11,608
特別利益		35
固定資産処分益	35	
特別損失		1,441
固定資産処分損失	76	
減損損失	1,365	
税金等調整前当期純利益		10,202
法人税、住民税及び事業税	1,071	
法人税等調整額	2,492	
法人税等合計		3,563
当期純利益		6,639
非支配株主に帰属する当期純利益		288
親会社株主に帰属する当期純利益		6,350

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 四国銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義博 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 四国銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義博 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じてその説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社 四国銀行 監査役会

常勤監査役	安岡正則	㊟
常勤監査役	北村裕	㊟
社外監査役	田中章夫	㊟
社外監査役	川添博	㊟
社外監査役	濱田正博	㊟

以上



(ご参考)

## 第202期末信託財産残高表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	83	金 銭 信 託	83
合 計	83	合 計	83

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産一百万円  
3. 元本補填契約のある信託は、平成28年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### <会社提案（第1号議案、第2号議案）>

第1号議案、第2号議案は、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへ配当を安定的に継続するという基本方針に基づきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき金3円 総額 648,683,094円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

## 取締役7名選任の件

取締役野村直史、山元文明、高瀬久志、高橋重一、原浩一郎、大田良継の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> のむらただし <b>野村直史</b> (昭和23年5月8日生)	昭和46年4月 当行入行 平成3年2月 当行一宮支店長 平成6年7月 当行坂出支店長 平成9年2月 当行今治支店長 平成12年2月 当行審査部長 平成15年6月 当行人事部長 平成16年6月 当行取締役人事部長 平成20年6月 当行専務取締役 平成22年6月 当行取締役頭取 平成28年4月 当行取締役会長 現在に至る	21,869株
<p><b>■ 取締役候補者とした理由</b>            平成16年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、平成22年6月から取締役頭取、平成28年4月から取締役会長として、その職務を適切に果たし、経営経験も豊富であることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>やまもとふみあき</small> <b>山元文明</b> (昭和29年9月24日生)	昭和53年4月 当行入行 平成9年7月 当行総合企画部長代理 平成18年6月 当行総合管理部長 平成22年6月 当行取締役総合企画部長 平成26年6月 当行常務取締役 平成27年6月 当行専務取締役 平成28年4月 当行取締役頭取 現在に至る  <b>■ 重要な兼職の状況</b> 一般社団法人高知県銀行協会 会長	19,510株
<b>■ 取締役候補者とした理由</b> 平成22年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、平成27年6月から専務取締役、平成28年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>たかはししげかつ</small> <b>高橋重一</b> (昭和28年12月4日生)	昭和52年4月 当行入行 平成8年7月 当行木屋橋支店副支店長 平成9年7月 当行高知市役所支店長 平成11年7月 当行中央支店長 平成13年7月 当行大竹支店長 平成16年7月 当行上町支店長 平成18年7月 当行お客さまサポート部長 平成21年6月 当行執行役員お客さまサポート部長 平成22年6月 当行取締役お客さまサポート部長 平成23年6月 当行取締役本店営業部長 平成26年6月 当行常務取締役 現在に至る	22,510株
<b>■ 取締役候補者とした理由</b> 平成22年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、平成26年6月から常務取締役として、その職務を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はら 原 浩一郎 (昭和30年10月30日生)	昭和53年 4月 当行入行 平成10年 2月 当行南国支店副支店長 平成11年 2月 当行総合企画部長代理 平成15年 6月 当行本店営業部長代理 平成17年 7月 当行尼崎支店長 平成19年 6月 当行営業統括部長 平成21年 6月 当行須崎支店長 平成23年 6月 当行執行役員よさこい咲都支店長 平成25年 6月 当行執行役員高松支店長兼高松南支店長 平成26年 6月 当行取締役高松支店長兼高松南支店長 平成27年 6月 当行取締役徳島営業本部長 現在に至る	9,374株
	<p><b>■ 取締役候補者とした理由</b></p> <p>平成26年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお た よし つぐ 大田 良 継 (昭和31年1月26日生)	昭和54年 4月 当行入行 平成11年 2月 当行岡山支店副支店長 平成13年 7月 当行松山南支店長 平成16年 7月 当行丸亀支店長 平成18年 7月 当行上町支店長 平成21年 6月 当行中村支店長 平成22年 6月 当行監査部長 平成23年 6月 当行執行役員監査部長 平成23年 8月 当行執行役員神戸支店長 平成26年 6月 当行取締役本店営業部長 現在に至る	13,374株
	<p><b>■ 取締役候補者とした理由</b></p> <p>平成26年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> くろ した のり ゆき <b>黒下 則之</b> (昭和34年12月15日生)	昭和58年 4月 当行入行 平成14年 7月 当行高知駅前支店長 平成16年 9月 当行監査部検査役 平成17年 2月 当行高松南支店長 平成19年 2月 当行審査部長代理 平成20年 2月 当行徳島営業部長代理 平成21年 8月 当行徳島営業部副部長 平成23年 6月 当行徳島西支店長 平成25年 6月 当行大阪支店長 平成27年 6月 当行執行役員審査部長 現在に至る	7,000株
	<b>■ 取締役候補者とした理由</b> 昭和58年より、当行の一員として営業、審査業務等に携わり、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。		
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> こ ばやし たつ し <b>小林 達司</b> (昭和35年6月4日生)	昭和59年 4月 当行入行 平成15年 2月 当行総合企画部長代理 平成24年 2月 当行総合企画部副部長 平成26年 6月 当行執行役員総合企画部長 現在に至る	3,000株
	<b>■ 取締役候補者とした理由</b> 昭和59年より、当行の一員として国際、経営企画業務等に携わり、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。		

注 候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

## ＜株主提案（第3号議案から第6号議案まで）＞

第3号議案から第6号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

各議案の「提案理由」は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案内容

「現在の監査役会を廃止し、監査等委員会設置会社」に移行することを提案する。

#### 2. 提案理由

- ① 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る為。監査等委員会設置会社に移行することを提案する。
- ② 四銀の監査役会は、チェックが甘く低迷する経営状態を立て直すことは、最早不可能である。また株価も低迷で全く活気が無い。
- ③ 3人以上の取締役で監査等委員会をつくり、取締役の職務執行などをチェックする仕組みは、経営がこう着状態である四銀にとって最高の制度。また委員の過半数は社外取締役が必要条件。四銀に最良のシステム。
- ④ 会社から独立した社外取締役による経営監視が強まれば、頭取が任期途中でリタイヤする珍事も起こらない。また昨年解任動議を提出された方が、頭取に就任する珍事も起こらない。
- ⑤ 伊予銀はすでに導入済み。企業統治報告書に株主・顧客重視の姿勢を強く打ち出し。また経営の透明性にも力を入れている。

#### ○第3号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当行では、公正かつ高い専門性を有する社外監査役3名を含む監査役会が、株主の皆さまの負託を受けた独立の機関として、当行の企業価値向上および株主共同の利益のために積極的・能動的に権限

を行使し、取締役の職務執行に対する監査機能を適切に発揮しております。

さらに、昨年からは独立性の高い社外取締役を2名選任し、取締役会の監督機能の充実を図っております。

また、取締役及び監査役候補者の選任、役付取締役の選定等、コーポレートガバナンス上の特に重要な事項につきましては、社外取締役を主な構成メンバーとし、社外監査役がオブザーバーとして参加するガバナンス委員会での協議を経て、取締役会において決定する体制としております。

したがいまして、ご提案の定款変更をする必要はないと判断しております。



## 1. 提案内容

四銀は現在「定時株主総会の基準日を毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することが出来る株主としている。それを以下に変更する。「毎年4月30日の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することが出来るとする。」

## 2. 提案理由

- ① 適切な情報開示と透明性の確保が困難  
1年に一回の大切な定時株主総会が、毎年6月後半の狭い時期にいつも集中する。大切な総会が他行と同日、同時間に開催された場合、株主の権利・平等性の確保が総会に参加出来ないことは不平等が生じる。
- ② 取締役会等の生の声が聴けない。  
企業戦略や、中長期的な経営方針が適切に聞けない、また役員との議論も出来ない。
- ③ 経営陣と株主との対話の機会が、不可能となりコーポレートガバナンス・コードの精神が生かされなく、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が望めない。
- ④ 四銀は、株主が持っている議決権を適切に行使出来るよう配慮すべきであり、また他行と同日、同時間、開催の定時株主総会を無くす為の努力をすべきであり、株主の意見を尊重する姿勢が大事である。

## ○第4号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当行は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に則り、株主総会招集ご通知の早期発送や発送前のホームページ掲載など、株主の皆さまの権利が実質的に確保されるよう、適切に対応しております。

議決権の基準日の変更につきましては、株主の皆さまの混乱を招く懸念などもあり、ご提案の定款変更をする必要はないと判断しております。

## 取締役4名解任の件

## 1. 提案内容

以下の取締役の解任を求める。

候補者番号	1	取締役会長	野村 直史氏
候補者番号	2	常務取締役	西川 昭寛氏
候補者番号	3	取締役	原 浩一郎氏
候補者番号	4	取締役	大田 良継氏

## 2. 提案理由

## (1) 取締役会長 野村 直史氏 解任理由

- ① 四銀の不正融資事件、平成13年（ワ）第418号 損害賠償事件（取締役の善管注意義務違反）の資料によると「四銀取締役会議議事録には違法融資に賛同した青木氏の署名捺印」がある。これは「裁判の被告と同等」の違反である。これを承知で四銀の相談役に推薦し、また会議所にも送り出している。
- ② 前会長青木氏は取締役の任期は平成27年6月までだった。青木氏は健常者である。任期を全うせず会頭職をやっている。株主に対する信義則違反である。また野村氏も任期途中で頭取職を辞めた責任。
- ③ 2016年1月28日土佐電気鉄道（株）の精算定時株主総会で公表された、元代表取締役会長に対する個人補償の損害賠償額約8億円。元代表取締役社長に対する個人補償の損害賠償額約25億円を2年間に亘り回収せず放置した職務怠慢行為。
- ④ 株価低迷の責任があり、また頭取任期期間を最後まで全うしなかった責任がある。

## (2) 常務取締役 西川 昭寛氏 解任理由

- ① 前会長青木氏は取締役としての任期は平成27年6月までだった。しかし、青木氏は健常者であるのに、委任された役員任期を全うせず相談役になり会議所会頭はやっている。株主に対する信義則違反。全てを容認した責任。

- ② 高松支店長、徳島本部長経験者であるが、赴任先であった百十四銀行、阿波銀行の本拠地でも、画期的な成績は残していない。野村頭取が就任時、阿波銀純利益約41億円・四銀約39億円であった。5年後阿波約120億円・四銀約58億円の結果である。西川氏の努力不足。
- ③ 2016年1月28日開催された土佐電気鉄道（株）の精算定時株主総会で公表された、元代表取締役会長に対する個人補償の損害賠償額約8億円。元代表取締役社長に対する個人補償の損害賠償額約25億円を2年間に亘り回収せず放置し、債権回収しない行為と、債権放棄28億円の存在は経営責任が生じる。
- ④ 株価低迷と頭取の任期途中退場を認めた責任。

(3) 取締役 原 浩一郎氏 解任理由

- ① 前会長青木氏は取締役としての任期は平成27年6月までだった。しかし、青木氏は健常者であるのに、委任された役員任期を全うせず相談役となり、商工会議所会頭をやっている。四銀あつての会頭職である。相談役に推薦した原氏の責任がある。また、本年任期途中で頭取交代に賛同した責任。
- ② 高松支店長から現在徳島本部長である。百十四銀行は配当金7円から8円になり、阿波銀は10円配当である。四銀はATM108円をいまだ徴収し、顧客目線のない銀行との評価。経験を全く生かせない役員である。
- ③ 2016年1月28日開催された土佐電気鉄道（株）の精算定時株主総会で公表された、元代表取締役会長に対する個人補償の損害賠償額約8億円。元代表取締役社長に対する個人補償の損害賠償額約25億円を2年間に亘り回収せず放置し、債権回収しない行為。二年連続で代表者の総会待たず途中退場を許可した責任。

(4) 取締役 大田 良継氏 解任理由

- ① 前会長青木氏は取締役としての任期は平成27年6月までだった。しかし、青木氏は健常者である。役員任期を全うせず相談役になり会議所会頭はやっている。四銀あつての会頭職である。任期途中退場を認めた責任がある。
- ② 四銀は県内での圧倒的な地位の確立と県外でのスーパーサブ化を目指している。しかし、平成27年度5月に開催された県信用保証協会の優秀銀行支店の表彰式では高銀が「16店舗表彰」に対し四銀は「8店舗」と聞く。この結果も大田氏の責任である。
- ③ 2016年1月28日開催された土佐電気鉄道（株）の精算定時株主総会で公表された、元代表取締役会長に対する個人補償の損害賠償額約8億円。元代表取締役社長に対する個人補償の損害賠償額約25億円を2年間に亘り回収せず放置し、債権回収しない行為は職務怠慢である。また、野村頭取を任期途中での交代を容認した責任。

○第5号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

取締役会長 野村直史、常務取締役 西川昭寛、取締役 原浩一郎、取締役 大田良継の4氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見および専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第6号議案 監査役1名解任の件

### 1. 提案内容

常勤監査役 安岡 正則氏の解任を求める。

### 2. 提案理由

- ① 安岡 正則氏が監査役として不適任である。前会長青木氏は取締役の任期は平成27年6月までだった。しかし、青木氏は健常者であるのに、委任された役員任期を全うせず相談役になり商工会議所会頭をやっている。四銀あつての会頭である。株主に代わり責任追及出来なかった。
- ② 監査役は過去の過ちを強く正すのも役目である。安岡氏が監査役就任時からコーポレートガバナンス・コード精神は進歩せず低迷状態である。また四銀の株価・業績の低迷は今も継続中。昨年は青木氏、本年は野村頭取の交代を容認した責任は重大である。
- ③ 2016年1月28日開催された土佐電気鉄道（株）の精算定時株主総会で公表された、元代表取締役会長に対する個人補償の損害賠償額約8億円。元代表取締役社長に対する個人補償の損害賠償額約25億円を2年間に亘り回収せず放置し、債権回収しない行為を見逃したことは職務怠慢と言える。

### ○第6号議案に対する取締役会の意見

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

常勤監査役 安岡正則氏は、監査役就任以来、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言および提言等を行い、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上





交通の  
ご案内



とさでん交通 はりまや橋電停 徒歩すぐ



JR高知駅より 徒歩約10分